

水俣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

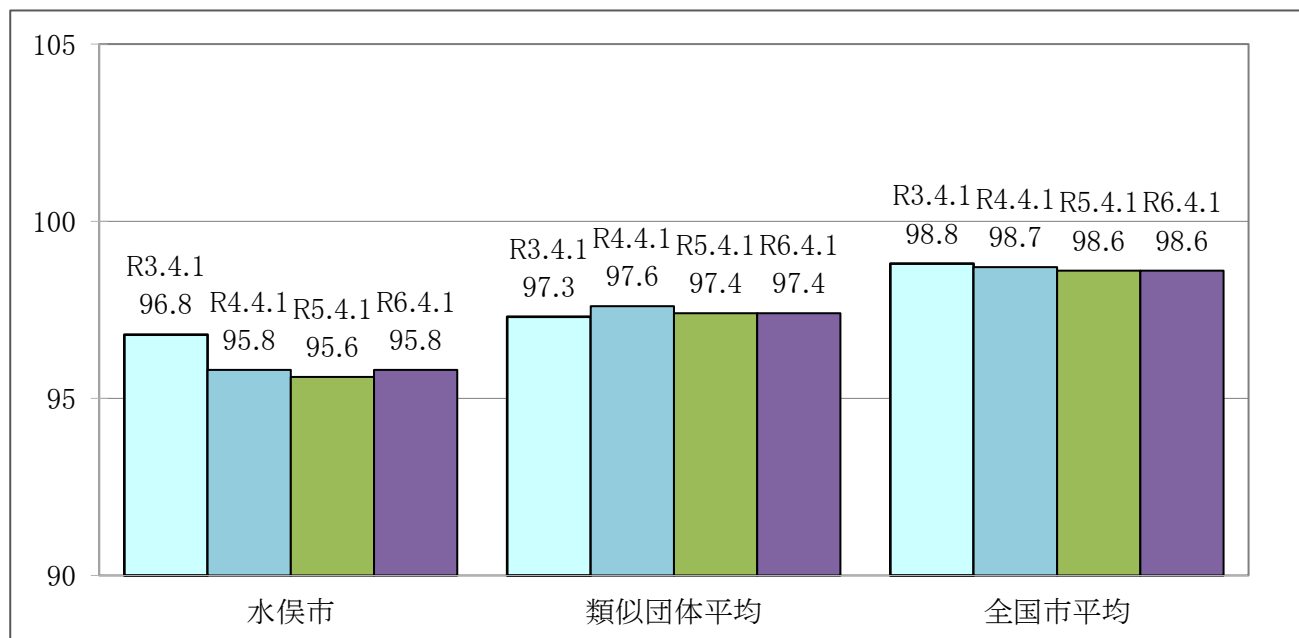
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) R4年度の人件費率
令和 5年度	22,133 人	15,636,223 千円	1,183,492 千円	2,195,584 千円	14.04%	13.46%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	246人	822,322 千円	115,098 千円	353,015 千円	1,290,435 千円	5,245千円	5874千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 本市は地域手当の支給対象地域ではないため、地域手当補正後の指数は記載していない。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

（給料表の改定実施時期）平成２８年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国に準じて引下げを実施。

激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準において、水俣市内は支給対象外となっており、水俣市においても同様に支給対象外としている。

（参考）

		各年度の支給割合										
		平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
		平成 26 年度	4 月 1 日 時点 遡及 改定後									
国基準による 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
水俣市の支給 割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成２７年４月１日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
水俣市	43.9歳	316,100円	349,343円	338,291円
熊本県	43.1歳	326,884円	398,464円	352,360円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.3歳	315,593円	372,997円	342,418円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
水俣市	52.6歳	4人	323,000円	356,125円	343,400円	—	—	—	—
うち 学校給食員	52.6歳	4人	323,000円	356,125円	343,400円	飲食物調理従事者	45.6歳	225,600円	1.58
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本県	56.0歳	162人	321,885円	356,697円	334,835円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.2歳	10人	304,456円	329,329円	316,820円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
水俣市	—	—	—
うち 学校給食員	5,784,800円	3,012,200円	1.92
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		水 俣 市	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高 校 卒	-	173,700円	-
	中 学 卒	-	156,700円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

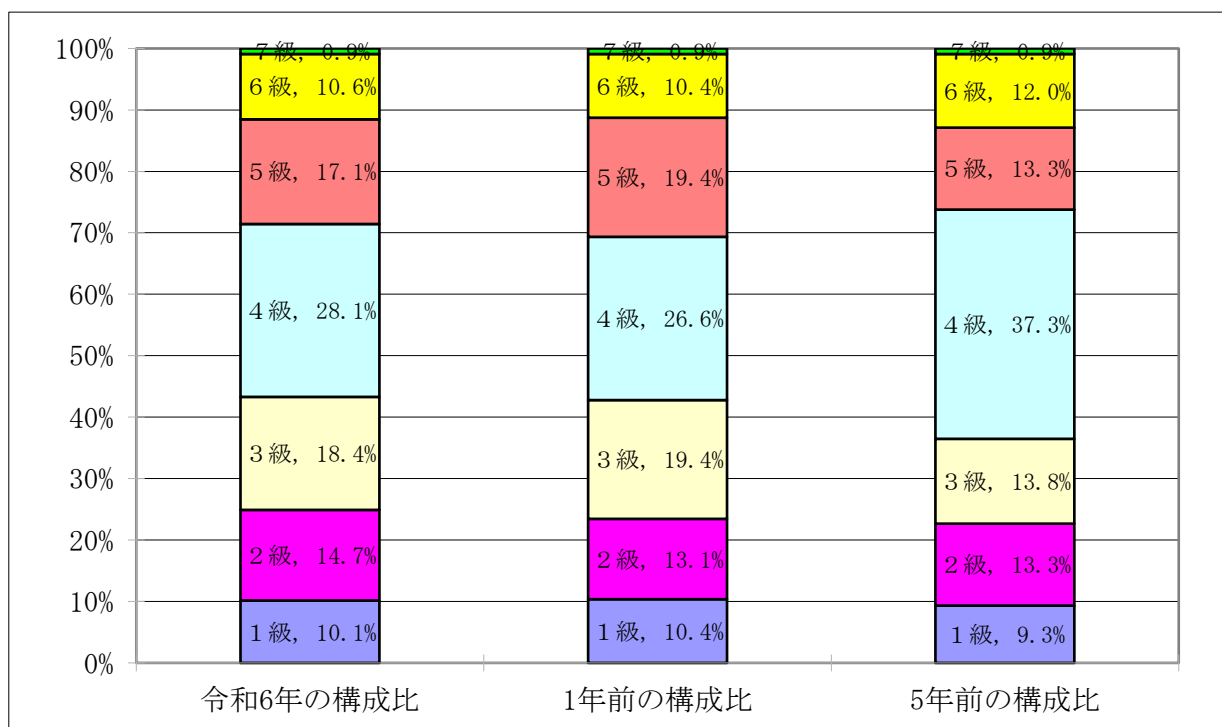
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	271,300円	344,800円	369,157円	394,638円
	高 校 卒	— 円	314,800円	339,833円	364,500円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

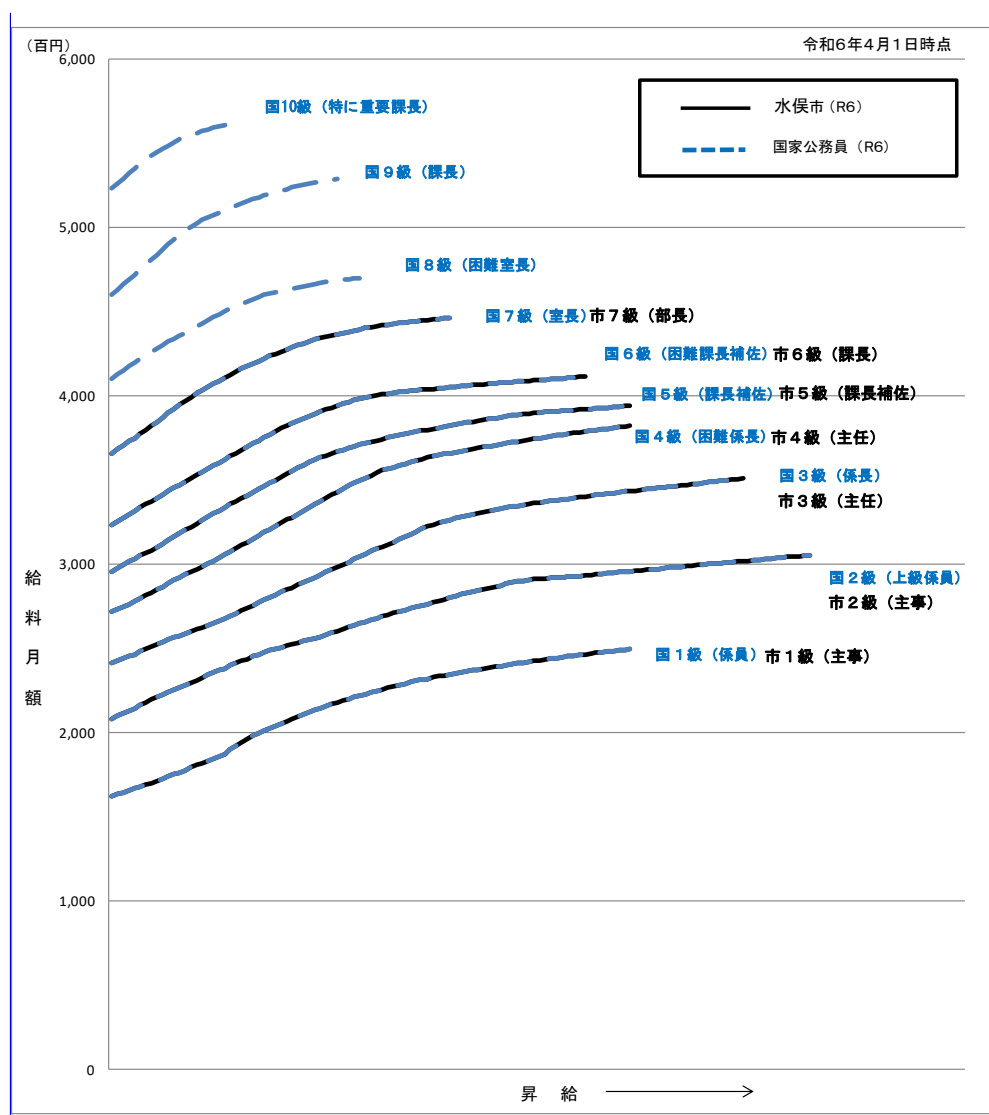
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び技師の職務	22人	10.1%	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識又は経験を持つ主事及び技師の職務	32人	14.7%	208,000円	305,200円
3 級	1 係長の職務 2 参事及び主査の職務	40人	18.4%	240,900円	351,000円
4 級	1 課長補佐及び室長の職務 2 主幹の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長の職務 4 高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務	61人	28.1%	271,600円	382,000円
5 級	1 課長及び局長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務	37人	17.1%	295,400円	394,000円
6 級	1 部次長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務	23人	10.6%	323,100円	411,300円
7 級	部長の職務	2人	0.9%	365,550円	446,200円

- （注） 1 水俣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（水俣市）

令和 6 年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分		○		○	
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水 俣 市	熊 本 県	国
1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,517千円	1人当たり平均支給額 (令和5年度) 1,778千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（水俣市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

水 俣 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（割増率 2～45％）			（割増率 2～45％）		
1 人当たり平均支給額 9,555 千円					

- （注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

[支給対象外]

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 5 年度決算）			1,443 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）			22,547 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 5 年度）			26.0%	
手当の種類（手当数）			6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 5 年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	市税の賦課又は徴収事務に従事する職員	市税の賦課又は徴収事務	1,146 千 円	月額 4,000 円
		出張して行う動産差押及び物件引揚等の滞納処分	0 千 円	日額 200 円
感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	染症新法第 27 条第 2 項等に掲げる作業	0 千 円	日額 200 円
行旅病人同死亡人取扱手当	行旅病人等の収容作業に従事した職員	行旅病人の収容業務	0 千 円	日額 1,000 円
		行旅死亡人の収容業務	0 千 円	日額 2,000 円
福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法による面接、調査等	283 千 円	日額 200 円
清掃手当	塵芥等の収取、運搬、焼却及び埋立作業に従事した職員	左記業務	1 千 円	日額 150 円
用地交渉従事手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る保証等の業務に従事した職員	左記業務	13 千 円	日額 400 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 5 年度決算）	41,031 千 円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	166 千 円
（支給実績（令和 4 年度決算）	41,130 千 円
（職員 1 人当たり平均支給年額（令和 4 年度決算）	167 千 円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 加算措置あり	同		27,560千円	235,556円
住居手当	自ら借り受けている住居に居住している職員 最高額27,000円	同		19,887千円	248,588円
通勤手当	交通機関を使用する職員 上限55,000円 交通用具を利用する職員 2000円～24,400円	異	交通用具40km以上 24,400円	11,525千円	115,250円
管理職手当	管理監督の地位にある課長級以上の職員 39,100円～53,000円	同		12,080千円	464,615円
管理職特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時、緊急的に週休日又は休日等に勤務した場合	同		57千円	14,250円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	814,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額				
	副 市 長	645,000円	989,000円／587,300円				
報 酬	議 長	357,300円	816,000円／594,000円				
	副 議 長	328,500円	580,000円／332,000円				
	議 員	306,900円	510,000円／290,000円				
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合) 3.4月分					
	議 長 副 議 員	(令和5年度支給割合) 3.4月分					
退 職 手 当	市 長 副 市 長	(算定方式) 814千円×在籍年数×200/100 645千円×在籍年数×150/100	(1期の手当額) 6,512千円 3,870千円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと			
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

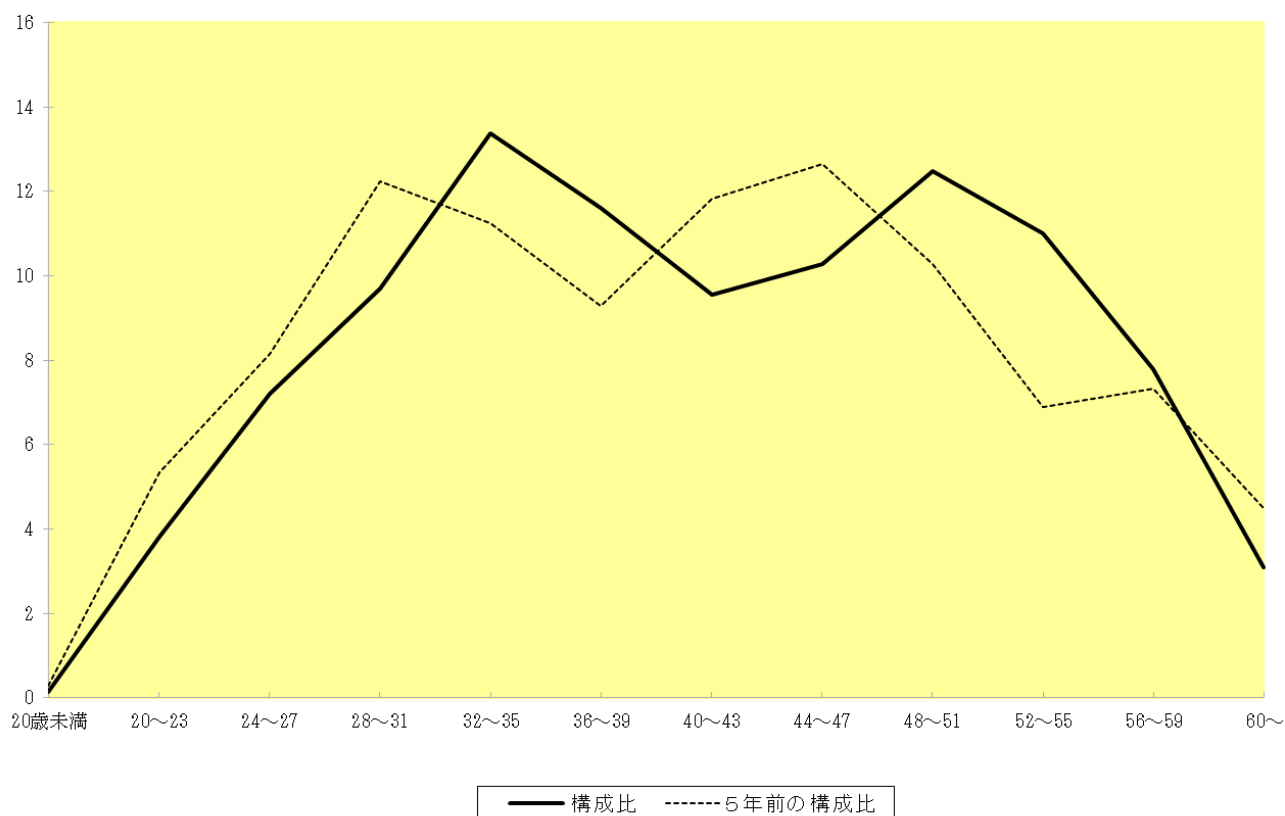
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	一 般 行 政	154	156	2	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 97.59 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 74.21 人)
		福 祉 関 係	61	60	△ 1	
		計	215	216	1	
	教 育 部 門		31	28	△ 3	
	消 防 部 門					
			0	0	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計		246	244	△ 2	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 110.24 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 92.30 人)
		病 院 事 業	414	404	△ 10	
		水 道 事 業	10	13	3	
		下 水 道 事 業	6	3	△ 3	
		そ の 他 事 業	18	17	△ 1	
	小 計	448	437	△ 11		
合 計			694	681	△ 13 [0]	< 参 考 > 人口 1 万当たり職員数 307.68人
			[866]	[866]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	26人	49人	66人	91人	79人	65人	70人	85人	75人	53人	21人	681人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年 度 部門別	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	218	217	218	215	215	216	△2(△1.0%)
教育	35	36	32	31	31	28	△7(△20.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	253	253	250	246	246	244	△9(△3.6%)
公営企業等会計計	458	454	448	446	448	437	△21(△4.6%)
総合計	711	707	698	692	694	681	△30(△4.2%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。